

小売業における労働災害防止

【小売業における労働災害発生状況と対策の概要】

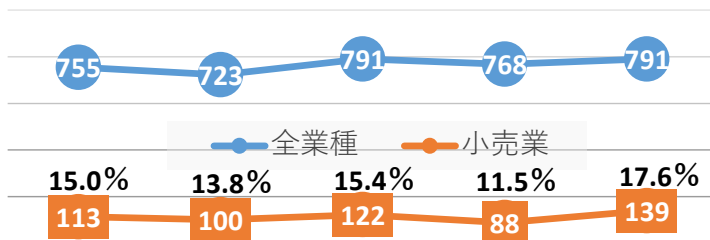


立川労働基準監督署

小売業ではどのくらい災害が起きている？

立川労働基準監督署管内の小売業においては、近年、毎年100人前後の方が休業（4日以上）を伴う労働災害で被災しています。

令和2年は前年から大幅な増加となり、全労働災害の17.4%を占める状況にあります（グラフ1）。



平成28年 平成29年 平成30年 令和元年 令和2年

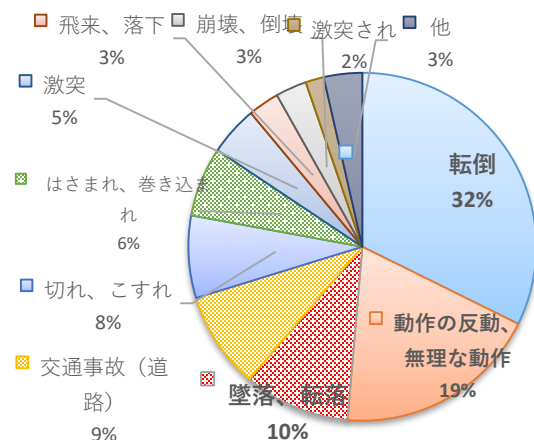
グラフ1 小売業の労働災害発生状況（平成28年～令和2年）

どのような災害が起きている？

小売業においては、次の2つの災害が多くなっています（グラフ2）。

- ①転倒災害 32%
- ②動作の反動・無理な動作 19%

その他、墜落・転落、交通事故、切れ・こすれなどの災害も多く発生しています。

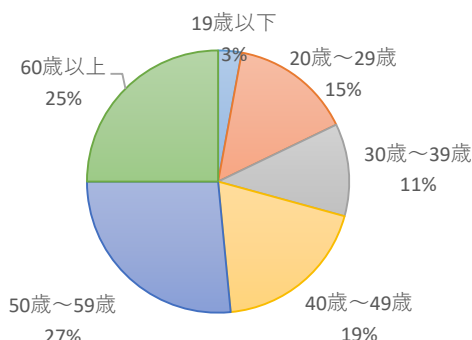


グラフ2 事故の型別発生状況（平成28年～令和2年）

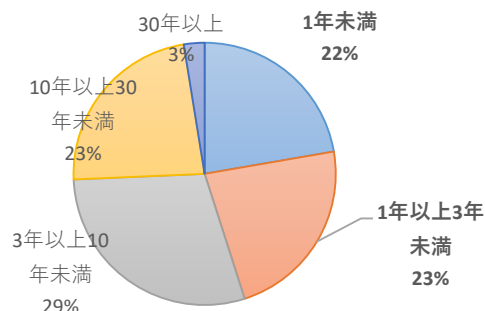
どのような年代の人が被災している？

年代別では、すべての年代で発生していますが、50歳以上で52%を占めているなど、高年齢層での災害が多く発生しています（グラフ3）。

経験年数別では、経験年数によらず広く災害が発生していますが、3年未満で45%を占めているなど、比較的経験の浅い方の被災が多くなっています（グラフ4）。



グラフ3 年代別発生状況（平成28年～令和2年）



グラフ4 経験年数別発生状況（平成28年～令和2年）

安全衛生自主点検結果について

令和2年度、当署管内で災害の多い業種を対象に「安全衛生自主点検」を実施し、小売業は220事業場から回答がありました（回答率51.5％）。

1 「転倒」 災害防止の取組状況	回答
置き場と通路の区画、安全通路の確保	99.5％ が十分に確保
通路上の整理整頓	97.7％ が十分にされている
危険箇所の特定	99.0％ が実施している
危険箇所への対策	99.0％ が実施している

2 「切れ・こすれ」 災害防止の取組状況	回答
食料品加工機械の安全カバー	96.9％ が設置している
清掃等作業時の運転停止	97.4％ が徹底している
作業手順	99.4％ が手順を定めている
包丁の安全な取り扱い	97.8％ がルールを定めている

3 「墜落・転落」 災害防止の取組状況	回答
高い位置に置かない、適切な用具の使用	96.3％ が「適」
不適切なものに乗って作業	99.1％ が行っていない
脚立の安全な作業方法の定め、周知	91.3％ が「適」
階段の危険性	99.4％ が危険の認識あり
階段の危険性への対策	89.9％ が実施している ※10.1％が未導入

4 「腰痛」 災害防止の取組状況について	回答
重量物の運搬について、負担を軽くする方法	94.7％ が検討している
作業空間の確保	94.9％ が確保している
腰痛予防に係る教育	87.0％ が教育している ※13.0％が未実施
腰痛予防の体操・ストレッチを導入している	55.5％ が導入している ※44.5％が未導入

5 安全衛生管理活動について	回答
安全意識の高揚	99.1％ が取り組んでいる
自主的な安全衛生管理活動	93.7％ が取り組んでいる
安全教育	92.1％ が取り組んでいる
高年齢労働者に配慮した職場づくりの推進	84.7％ が取り組んでいる ※15.3％が未配慮
外国人労働者に配慮した災害防止対策の推進	73.8％ が取り組んでいる ※26.2％が未配慮

具体的な労働災害防止対策はどうすればよいの？

「転倒」災害防止のポイント

- 床面、通路は、くぼみ、段差がなく滑りにくい構造に！
- 通路、階段、出入口には物を放置しない！
- 台車などは決められた場所に！
- 通路は明るさ確保！



「動作の反動・無理な動作」災害防止のポイント

- 中腰、ひねり、前かがみ当、不自然な姿勢をとらない！
- 同じ姿勢を長時間とらない！
- 作業台、台車などの設備は、適切な作業姿勢を確保できるものを使用！
- 荷の持ち方など、作業方法についての安全教育を実施！



「墜落・転落」災害防止のポイント

- 階段には滑り止め、手すりを設ける！
- 倉庫などの高所の床の端には、周囲に手すりや柵を設置！
- 安易に 脚立等を使用する作業はしない！（高所に物を置かない）
- 踏台、はしご、脚立は、安定した場所で、正しい使用方法で！



いずれの災害についても、「4 S活動」（4 S：整理・整頓・清掃・清潔）の実施によって、職場に潜む労働災害のリスクが低減され、職場の安全確保に効果的です。

小売業における具体的な労働災害防止対策②

安全の担当者（安全推進者）の配置

安全衛生推進者等の選任が義務付けられていない業種（その他の小売業など）についても、安全推進者を配置し、安全管理体制の充実を図りましょう（配置の際は「氏名」を掲示）。



<職場内の作業方法、危険箇所の改善>

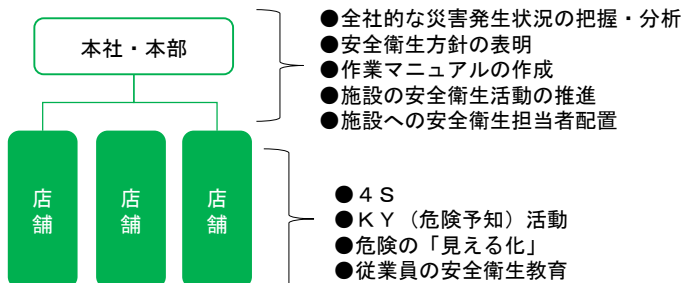
- ①職場内の4 S活動（整理・整頓・清掃・清潔）
- ②包丁や台車等の安全な取扱い
- ③床面の凸凹、水・油等の解消（危険箇所の解消）

<働く人の安全意識を向上>

- ①朝礼等で労災防止の意義、取り組みの周知
- ②安全な作業（脚立、器具の操作等）の教育
- ③危険の周知（見える化）、私の安全宣言

安全で安心な店舗・施設づくり推進運動

小売業等で増加している労働災害の減少を図るため、多くの店舗を展開する企業本社等が主導して、店舗における安全衛生活動について全社的に取り組むことなどを推進する運動です。



詳しくはこちら⇒

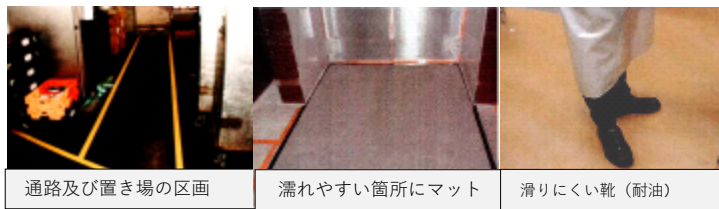
安全 安心 推進運動

検索

STOP！転倒災害プロジェクト

厚生労働省と労働災害防止団体は、労働災害のうちで最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進しています。

6月は転倒災害防止の重点取組期間です！



詳しくはこちら⇒

STOP 転倒

検索

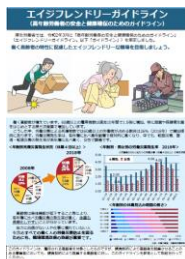


エイジフレンドリーガイドライン

（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。



エイジフレンドリー

検索

